

商品概要説明書
夢つなぎ（長期契約定期積金）

（2019年10月1日現在）

商品名	・夢つなぎ（長期契約定期積金）
ご利用いただける方	・個人のみ
期間 （積立期間） （再契約回数）	・1年、2年、3年 ・1回以上10回以内（最長33年間の積立が可能）
払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月のいずれかとします。 ・1回あたり5,000円以上 ・1,000円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期給付契約金は自動的にスーパー定期貯金（自動継続扱い）に振り替えられます。 ・スーパー定期貯金の自動継続を停止した場合は、満期日（継続している場合は継続後の満期日）以後に一括して払い戻します。
給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・当初契約時及び再契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利（年利回り）は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：079-424-1320）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	<p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A金融部または J Aバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A金融部または J Aバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期給付契約金は自動的にスーパー定期貯金（定期積金と同一期間で自動継続扱い）に振り替えられます。 ・払込遅延した延べ日数が許容範囲を超えた場合には、次回の定期積金の再契約およびスーパー定期貯金への振替は中止となります。 ・スーパー定期貯金を中途解約する場合は、スーパー定期貯金ごとに一般の自動継続扱いのスーパー定期貯金と同じ取扱いとなります。 ・スーパー定期貯金の自動継続を停止した場合、満期日（継続している場合は継続後の満期日）以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A兵庫南